様式第11（第2条関係）

年　月　日

第1表　販売電力量・契約口数

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月分　　小売電気事業者名

1　販売電力量・販売額・契約口数

供給区域	特別高圧			高圧			低圧						その他需要
							電灯			電力			
	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）	販売額（千円）	契約口数	販売電力量（10^3kWh）
北海道													
東北													
東京													
中部													
北陸													
関西													
中国													
四国													
九州													

沖縄													
合計													

2　特定小売供給約款による供給の販売額

旧供給区域	特定小売供給約款による供給の販売額（千円）		
	高圧	低圧	
		電灯	電力

備考　1　みなし小売電気事業者以外の小売電気事業者は、２については記載する必要はない。

2　みなし小売電気事業者は、２に加えて１についても記載すること。また、１においては特定小売供給を含めた数値を記載すること。

3　１においては、一般送配電事業者の供給区域ごとに記載すること。

4　その他需要の欄には、建設工事用電力及び事業用電力に当たる内容を記載すること。

5　２の旧供給区域の欄には、みなし小売電気事業者として特定小売供給を行つている旧供給区域を記載すること。

6　沖縄電力株式会社以外は特定小売供給約款による供給の高圧の欄には記載する必要はない。

7　検針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用いて行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。

8　販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第16条第２項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。

9　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第２表　低圧需要に係る小売供給契約の料金設定方法・契約期間等　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月～　月分　　小売電気事業者名

			1	2
メニュー名				
供給区域				
適用開始日				
料金設定方法	料金設定の種別（該当するものに〇を記入）	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
燃料費調整の有無				
契約事務手数料等		契約事務手数料等の有無		
		契約事務手数料等の金額（円）		
契約期間・違約金等		契約期間		
		違約金等の定めの有無		
		違約金等の金額（円）又はその設定方法		

	長期契約割引の内容	長期契約割引の適用の有無		
		割引金額（円／月）		
		長期契約割引の適用に必要となる契約期間		
		上記期間内に解約した場合の違約金等の金額（円）又はその設定方法		
その他の割引		長期契約割引以外の割引の金額（円）及びその設定方法		
小売供給の特性とする事項		電源の種類等を小売供給の特性とする契約条項の有無		
		契約条項の内容		
セット販売		他の製品・サービスの購入を小売供給契約の条件とする契約条項の有無		
		セットで販売される商品・役務		

備考　1　契約口数99以下の料金メニューについては、記載することを要しない。

2　契約口数が100以上の料金メニューについては、小売料金メニュー（特定小売供給メニューを除く。）ごとに記載すること（ただし、定型的でない料金メニューについては、各小売電気事業者の契約件数上位３件以内の料金メニューに限つて記載すること。）。

3　供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。

4　契約金、入会金等の名称を問わず、小売供給を受けるために需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭的負担（工事費等の実費負担を除く。）は全て契約事務手数料等に含めること。

5　違約金、解約金等の名称を問わず、契約期間の途中での解約により需要家が小売電気事業者に対して負うことになる金銭

的負担（違約金の支払、預り金の没収等）は全て違約金等に含めること。

6　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第３表―１　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約に係る販売電力量　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年度分　　小売電気事業者名

1　特別高圧・高圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の販売電力量等

	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		
電圧区分		
料金設定方法の概要		
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容		
年間販売電力量（kWh）		

2　低圧需要に係る再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約の料金設定方法、販売電力量等

	1	2
メニュー名		
供給区域		
適用開始日		

料金設定方法	料金設定の種別（該当するものに○を記入）	二部料金制		
		最低料金制		
		完全従量料金制		
		定額料金制		
		その他		
	料金設定方法の概要			
再生可能エネルギー電気を供給の特性とする契約条項の内容				
年間販売電力量（kWh）				

備考　1　小売料金メニューごとに記載すること。

2　供給区域は、一般送配電事業者の供給区域に基づき記載すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第３表―２　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者の調達した再生可能エネルギー電気の電力量

年　　月　　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年度分　　小売電気事業者名

		太陽光	風力	水力	地熱	バイオマス	その他	合計
調達電力量（kWh）	年度合計							

備考　1　再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約を締結する小売電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気ごとの電力量（再生可能エネルギー電気を供給の特性とする小売供給契約以外に基づいて供給する電力量も含む。）を記載すること。

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第８条第１項の交付金の交付の対象となる再生可能エネルギー電気を含めて記載すること。

3　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第４表　インバランス発生状況　　年　　月　　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　　月分　　一般送配電事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．対象事業者名等

対象事業者名	
バランシンググループ名	
バランシンググループコード	
対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名	
実同時同量制度の選択の有無	

２．インバランス発生状況

日	時間帯	インバランス発生電力量（kWh）		インバランス精算単価
		発電側	小売側	
１日	０：００～０：３０			
	０：３０～１：００			
	１：００～１：３０			
	１：３０～２：００			
	２：００～２：３０			
	２：３０～３：００			
	３：００～３：３０			
	３：３０～４：００			
	４：００～４：３０			
	４：３０～５：００			
	５：００～５：３０			
	５：３０～６：００			
	６：００～６：３０			
	６：３０～７：００			
	７：００～７：３０			
	７：３０～８：００			
	８：００～８：３０			
	８：３０～９：００			

	9 ：00～9 ：30			
	9 ：30～10：00			
	10：00～10：30			
	10：30～11：00			
	11：00～11：30			
	11：30～12：00			
	12：00～12：30			
	12：30～13：00			
	13：00～13：30			
	13：30～14：00			
	14：00～14：30			
	14：30～15：00			
	15：00～15：30			
	15：30～16：00			
	16：00～16：30			
	16：30～17：00			
	17：00～17：30			
	17：30～18：00			
	18：00～18：30			
	18：30～19：00			
	19：00～19：30			
	19：30～20：00			
	20：00～20：30			
	20：30～21：00			
	21：00～21：30			
	21：30～22：00			
	22：00～22：30			
	22：30～23：00			
	23：00～23：30			
	23：30～24：00			
2日	0 ：00～0 ：30			
(略)				
末日	23：30～24：00			

備考　1　対象事業者ごとに記載すること。ただし、バランシンググループを形成している事業者については、バランシンググループ単位で記載することとし、その場合には、対象事業者名の欄にバランシンググループの代表者名を記載すること。

2　バランシンググループ名及び対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名の欄は、対象事業者がバランシンググループを形成している場合のみ記載すること。

3　対象事業者とバランシンググループを形成する他の事業者名の欄には、小売バランシンググループを形成する場合のみ記載すること（ただし、発電バランシンググループの場合には記載は不要。）。

4　インバランス発生電力量の欄には、余剰インバランスが発生した場合には正の値を、不足インバランスが発生した場合には負の値を記載すること。

5　事業者が計画値同時同量制度を選択している場合には、発電側の欄には実発電量と計画発電量の差を、小売側の欄には計画需要量と実需要量の差を記載すること。また、事業者が実同時同量制度を選択している場合には、小売側の欄に実需要量と供給量の差を記載すること。

6　インバランス精算単価の欄には、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第27条に基づき算定される数値を記載すること。

7　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

第５表　電気事業者の契約状況　　年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月分一般送配電事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

１．小売供給の契約口数

契約口数（月末時点）

２．新規契約及び解約件数

小売供給を行う者	変更内容		件数
一般送配電事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	

一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	
その他の小売電気事業者	新規契約	再点	
		新設	
	解約	廃止	
		撤去	

3．月間の小売電気事業者の変更件数

変更前	変更後	件数
一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	その他の小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者	
その他の小売電気事業者	その他の小売電気事業者	

備考　1　小売供給の契約口数の欄には、低圧需要に関する口数（離島供給及び最終保障供給を含む。）を記載すること。

2　再点とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない開始申込をいう。

3　新設とは、契約の相手方による新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴う開始申込をいう。

4　廃止とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした内線設備の工事を伴わない廃止申込をいう。

5　撤去とは、契約の相手方による電気の使用廃止を前提とした供給設備の工事を伴う廃止申込をいう。

6　一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者とは、電気事業者の契約状況の報告義務を負う一般送配電事業者の供給区域と重なる旧供給区域において特定小売供給を行うみなし小売電気事業者をいう。

7　その他の小売電気事業者とは、一般送配電事業者の供給区域のみなし小売電気事業者以外の小売電気事業者をいう。

8　検針日が月末ではないこと、需要家によつて検針日が異なること等の理由により、一月分の販売電力量等の管理を暦月とは異なる期間を用い

て行つている場合には、販売電力量等の管理に用いている期間を用いて月ごとの合計値を算出して記載すること。

9　１．の契約口数については、報告月の月末における情報を記載し、２．及び３．の件数の欄には報告月の月ごとの合計を記載すること。

10　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。